

日本税理士会連合会

会 長 太田 直樹 様

国税庁課税部資産課税課長

細野 道誉

相続税e-Taxの利便性向上策等の周知について（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、相続税e-Taxの普及・拡大に向け、税理士の皆様のご意見・ご要望等を踏まえ、利便性の向上に努めているところ、下記 1 ないし 4 について周知いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 相続税e-Taxにおける利用者識別番号の確認方法の簡素化

財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」（以下「変更等届出書」といいます。）に一定の事項を入力の上、代理送信していただくことで、税理士の方に利用者識別番号の有無等を電話で連絡するよう対応しております。

また、令和 6 年 12 月 2 日からは、複数の財産取得者の利用者識別番号が 1 件の変更等届出書の送信で確認できる取組も開始しております。

変更等届出書の入力方法等につきましては、別紙 1 「リーフレット『利用者識別番号が不明な場合はコレで確認』」をご参照ください。

（注） 1 本対応は、相続税申告の代理送信の場合のみの対応となります。

2 変更等届出書は、e-Taxソフト又は民間ソフト（国税庁の仕様公開に基づき作成された会計ソフト等）を使用して送信してください。

2 添付書類のスキャナ読取り要件の見直し

添付書類等のイメージデータ（PDF 形式）について、これまではカラー階調（いわゆる、フルカラー）によりスキャナ読取り等を行う必要がありましたが、令和 7 年 4 月 1 日からは白黒階調（いわゆる、グレースケール）によるスキャナ読取り等も可能となりました。

（注） カラー階調でスキャナ読取り等を行ったイメージデータ（PDF 形式）の提出も引き続き可能です。

- e-Tax ホームページ（添付書類等のスキャナ読取り等の要件の見直しについて）

https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2025/topics_20250401.htm

3 相続税e-Tax特設サイトのご案内（よくある質問の改訂）

国税庁ホームページには、相続税e-Taxに関する情報（国税庁で実施した利便性向上策、Q & A、イメージデータで提出可能な添付書類など）を集約した「相続税e-Tax特設サイト」を開設しております。

また、e-Taxホームページに掲載している「相続税申告の作成・提出に関するよくある質問」をリニューアルいたしましたので、ぜひご活用ください。

※ 相続税e-Taxのポイントをまとめた、別紙2「相続税e-Taxのよくある質問」もご参照ください。

- 国税庁ホームページ「相続税 e-Tax 特設サイト」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/etax_leaflet.htm

- 相続税申告の作成・提出についてよくある質問（e-Taxホームページ）

<https://www.e-tax.nta.go.jp/toiawase/qaindex/qasouzoku.htm>

4 「相続税e-Taxに関するアンケート」への協力依頼

国税庁では、税理士の皆様の相続税e-Taxに関するご意見・ご要望等を踏まえ、更なる利便性向上策等を検討していきたいと考えております。

そのため、過去1年以内に代理送信を行ったことのある税理士の皆様（※）のメッセージボックスに、相続税e-Tax特設サイトの周知及びアンケートの協力依頼（送信日：令和7年10月20日（月））を送信させていただいておりますので、アンケートのご協力をお願い申し上げます。

※ 送信データに国税庁の保有情報を紐付けることのできた方に限ります。

- アンケートは、MicrosoftForms による無記名方式で、5分程度で終了します（掲載期間：令和7年10月20日（月）から令和8年1月23日（金）まで）。

- ・ アンケートURL

<https://forms.office.com/r/PZR3xXWiKB>

- ・ 二次元コード→



連絡先：国税庁課税部資産課税課
電 話：03-3581-4161
担 当：課長補佐 飯塚（内線3317）

「利用者識別番号」が不明な場合は

コレで確認



簡単！
便利！

「変更等届出書」の
具体的な入力例を
裏面でご紹介！

- 財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡します。
 - 複数人分の利用者識別番号が 1 件の「変更等届出書」の送信で確認できるようになりました。
- (※) 相続税を e-Tax で申告される場合のみの手続きです。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、①過去に電子申告を行った申告書の控え（所得税や贈与税など）、②税務署からの郵送物、③e-Tax のマイページなどから確認できます。

財産取得者（相続人等）への確認の際は、財産取得者用のリーフレットをご活用ください。



分かる

取得済の
利用者
識別番号
を使用

分からない（取得しているか不明）

「変更等届出書」を e-Tax で代理送信し、利用者識別番号の有無等を確認
⇒ パスワードのリセットを併せて
行うか否かで手続きが異なります。

取得していない

「開始届出書」を財産取得者（相続人等）の住所地の所轄税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 利用者識別番号を
オンラインで即時発行

パスワードをリセットしない

「変更等届出書」を財産取得者（相続人等）の代表者の住所地を管轄する税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 詳しくは裏面（上段）をご覧ください。

パスワードをリセットする

「変更等届出書」をそれぞれの財産取得者（相続人等）の住所地を管轄する税務署に e-Tax で代理送信
⇒ 詳しくは裏面（下段）をご覧ください。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のご案内

相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧などは
国税庁ホームページ内の「相続税 e-Tax 特設サイト」をご覧ください。



「変更等届出書」の具体的な入力例・送信先税務署

パスワードをリセットしない場合 (複数人の利用者識別番号を確認する場合)

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

納税地 (〒 - -) (電話番号 - -)

住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地 (電話番号 - -)

フリガナ (法人の場合) 法人等の名称

④ 送信先 税務署長宛

「電子証明書の更新等」を選択

届出の内容

変更等

参考事項 ② 参考事項 税理士等 ③ 税理士等 (電話番号 - -)

代表者(①に入力した財産取得者)以外で、利用者識別番号を確認したい財産取得者(相続人等)の「住所・氏名・生年月日」を入力

① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する財産取得者(相続人等)の住所・氏名等を入力

⇒ 確認したい者が複数いる場合には、任意の者(例えば、配偶者など)を代表者として①に入力

② 参考事項

「相続税申告の委任有」、「税理士への連絡希望」及び「PWリセット不要」と入力

⇒ 利用者識別番号の有無等を確認したい者が複数いる場合は、①で入力した代表者以外の者の「住所・氏名・生年月日」を入力すれば代表者の変更等届出書の送信で一度に確認できます。

③ 税理士等

代理送信をする税理士等の氏名・電話番号を入力

④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択(入力)

- 後日、税務署(又は業務センター)から、③に入力した税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡します。
※ 財産取得者(相続人等)へは、利用者識別番号が記載された通知書は通知(郵送)されません。
- また、利用者識別番号がない(又は廃止している)場合は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、「e-Taxの開始届出書」を別途e-Taxにより代理送信してください。

パスワードをリセットする場合

電子申告・納税等開始(変更等)届出書

納税地 (〒 - -) (電話番号 - -)

住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地 (電話番号 - -)

フリガナ (法人の場合) 法人等の名称

④ 送信先 税務署長宛

「暗証番号等の再発行」を選択

届出の内容

変更等

参考事項 ② 参考事項 税理士等 ③ 税理士等 (電話番号 - -)

① 住所・氏名等

利用者識別番号の有無等を確認する財産取得者(相続人等)の住所・氏名等を入力

⇒ 確認したい者が複数いる場合には、その者ごとに作成・送信

② 参考事項

「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力

③ 税理士等

代理送信をする税理士等の氏名・電話番号を入力

④ 送信先

①で入力した者の住所地の所轄税務署を選択(入力)

- 後日、税務署(又は業務センター)から、③に入力した税理士等の皆様あてに利用者識別番号の有無等を電話連絡します。
- なお、財産取得者(相続人等)へは、既存の利用者識別番号と仮パスワードが記載された通知書を通知(郵送)します。
- また、利用者識別番号がない(又は廃止している)場合は、その旨を税理士等の皆様あてに電話連絡しますので、「e-Taxの開始届出書」を別途e-Taxにより代理送信してください。

注1 e-Taxソフト又は民間ソフト(国税庁の仕様公開に基づき作成されたもの)を使用して代理送信してください。

2 「e-Taxの開始(変更等)届出書作成・提出コーナー」から代理送信された場合は対象外です。

Q 相続税のために利用者識別番号を取得する必要があるの？

- ✓ 所得税や贈与税で利用者識別番号を取得している方は、**同じ利用者識別番号**で送信できるため、**新しい利用者識別番号**を取得する必要はありません！
- ✓ 税理士による代理送信の場合は、**相続人の暗証番号や電子証明書は不要**
- ✓ 利用者識別番号の取得状況は、**相続人のe-Taxマイページ**や**変更等届出書の送信**で確認できます

Q 相続人が未成年者や海外居住者（非居住者）の場合はe-Taxはできないの？

- ✓ 税理士による代理送信の場合は、**相続人が未成年者・非居住者であってもe-Taxで送信**できます！
 (注) 申告書を提出する前に相続人が死亡している場合など、一部、e-Taxで送信できない場合があります

Q 添付書類をイメージデータ（PDF）で送信した場合でも原本の保管は必要？

- ✓ イメージデータで提出した添付書類の**原本の保存は必要ありません**！
 (注) 一部の担保提供関係書類については、紙での提出が必要となります
- ✓ 1回の送信で**最大14MB**（追加送信も含めると**合計で154MB**）まで送信できます